

外出支援サービス 適用フローチャート



→ YES
 NO

外出したい

通学・通所

移動支援

※移動支援サービスは自治体によって内容が異なります

目的は？

定期的な通院



官公署での手続き、相談支援機関での相談及び事業所見学



その他

日用品の買い物・銀行での入出金・理美容・冠婚葬祭・嗜好品の買い物など余暇活動など

居宅介護（通院等介助）

（身体介護を伴う・伴わない）
 ※行動援護対象者は原則行動援護で対応します。

重度訪問介護

重度訪問介護の利用者の場合

障害状況は？

視覚障害児・者

【同行援護】アセスメント票で1～3のいずれか1点以上かつ4が1点以上

YES

NO

同行援護

知的障害児・者、精神障害児・者

YES

NO

【行動援護】判断基準表で10点以上

肢体不自由1・2級かつ3肢以上の機能障害を有する障害児・者

YES

NO

行動援護

どれにも当てはまらない

YES

移動支援

公的サービスとして利用できる制度はありません。